

<h1>静岡市報</h1>	No. 139
	静岡市葵区追手町5番1号
	発行所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発行日 毎月1日・随時

目 次

条 例

- 静岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例・・・・・・・・・・10
- 静岡市地方独立行政法人静岡市立静岡病院評価委員会条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
- 静岡市情報公開及び個人情報の保護の総合的な推進に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
- 静岡市手数料条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
- 静岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
- 静岡市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
- 静岡市立保育所条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
- 静岡市待機児童園条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
- 静岡市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例・・24
- 静岡市中心身障害者ケアセンター条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・26
- 静岡市霊柩自動車利用条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・28
- 静岡市勤労者福祉センター条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・28
- 静岡市南アルプス赤石温泉白樺荘条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・32
- 静岡市駐車場条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・34
- 静岡市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・38
- 静岡市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例・・42
- 静岡市営住宅条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・43
- 静岡市改良住宅管理条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・44
- 静岡市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・45

規 則

- 静岡市会計規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・45

○静岡市事務分掌規則の一部を改正する規則	46
○静岡市区役所事務分掌規則の一部を改正する規則	46
○静岡市事務専決規則の一部を改正する規則	47
○市長の権限の一部の事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則	48
○静岡市公印規則の一部を改正する規則	49
○静岡市待機児童園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則	50
○静岡市福祉事務所事務分掌規則の一部を改正する規則	51
○静岡市感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則の一部を改正する規則	51
○静岡市母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則	52
○静岡市中国残留邦人等に対する支援給付事務取扱細則の一部を改正する規則	62
○静岡市会計管理者の補助組織に関する規則の一部を改正する規則	65
○静岡市会計規則の一部を改正する規則	66

人事委員会規則

○静岡市職員の任用に関する規則の一部を改正する規則	66
○静岡市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則の一部を改正する規則	67

告 示

○児童福祉法第22条第1項に規定する助産の実施等に関する静岡市児童福祉法等施行細則第33条第2項に規定する費用に係る徴収基準を定めた告示	68
○地方自治法施行令第158条第1項の規定による歳入金の徴収又は収納の事務の委託を定めた告示の一部改正	68

＜本号で掲載された条例のあらまし＞

- ◇ 静岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年静岡市条例第118号）
- 1 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）第6条の規定により児童福祉法（昭和22年法律第164号）の一部が改正されたことに伴い、同法第34条の8の2第1項の規定により放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めることとした。（本則関係）
 - 2 所要の経過措置を設けることとした。（附則関係）
 - 3 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に

関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日から施行することとした。

◇ **静岡市地方独立行政法人静岡市立静岡病院評価委員会条例（平成26年静岡市条例第119号）**

- 1 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第11条第3項の規定に基づき、地方独立行政法人静岡市立静岡病院評価委員会の組織及び委員その他必要な事項を定めることとした。（第1条関係）
- 2 地方独立行政法人静岡市立静岡病院評価委員会の組織及び委員、委員長、会議その他の事項について、所要の規定を整備することとした。（第2条から第6条まで関係）
- 3 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期の特例を設けることとした。（附則第2項関係）
- 4 この条例は、平成26年12月15日から施行することとした。

◇ **静岡市情報公開及び個人情報の保護の総合的な推進に関する条例（平成26年静岡市条例第120号）**

- 1 静岡市情報公開・個人情報保護審議会の所掌事務に、「特定個人情報保護評価のうち全項目評価に係る評価書について意見を述べること」を加え、同所掌事務について、部会において審議できることとした。（第19条関係）
- 2 上記1の所掌事務を審議させるため、審議会に部会を置くこととし、同部会の組織及び委員その他の事項について所要の規定を整備することとした。（第23条の2関係）
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇ **静岡市手数料条例の一部を改正する条例（平成26年静岡市条例第121号）**

- 1 薬事法（昭和35年法律第145号）の一部が改正されたことに伴い、許可業種が貸貸業から貸与業に拡大されることから、衛生関係手数料の所要の規定の整理を行うこととした。（別表第4関係）
- 2 この条例は、平成26年11月25日から施行することとした。

◇ **静岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例（平成26年静岡市条例第122号）**

- 1 平成26年度の国民健康保険法施行令の改正に基づく国民健康保険料の賦課限度額の引上げに伴い、保険料率の引下げを行うこととした。（第14条の3及び第17条関係）
- 2 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の静岡市国民健康保険条例の規定は、平成26年4月1日から適用することとした。

◇ 静岡市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(平成26年静岡市条例第123号)

- 1 薬事法(昭和35年法律第145号)の題名等が改正されたことに伴い、所要の規定の整理をすることとした。(第18条関係)
- 2 この条例は、平成26年11月25日から施行することとした。

◇ 静岡市立保育所条例の一部を改正する条例(平成26年静岡市条例第124号)

- 1 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)の一部が改正されたことに伴い、保育料が無料となる世帯の定義の一部を変更することとした。(別表第1及び別表第2関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇ 静岡市待機児童園条例の一部を改正する条例(平成26年静岡市条例第125号)

- 1 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)の一部が改正されたことに伴い、保育料が無料となる世帯の定義の一部を変更することとした。(別表第1及び別表第2関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇ 静岡市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(平成26年静岡市条例第126号)

- 1 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成26年厚生労働省令第62号)の制定により児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)の一部が改正されたことに伴い、当該省令に従い、又は参酌して条例で定めるべき基準のうち、児童福祉施設内部の規程、職員、業務の質の評価、利用料等の規定について、所要の整備を行うこととした。(第16条、第18条、第21条、第45条、第47条、第51条、第52条及び附則第3条関係)
- 2 次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律(平成26年法律第28号)第2条の規定により母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)の一部が改正されたことに伴い、所要の規定の整理を行うこととした。(第44条及び第88条関係)
- 3 その他所要の規定の整理を行うこととした。(第4条関係)
- 4 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に

関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日から施行することとした。ただし、上記2及び3の内容に係る改正は、公布の日から施行することとした。

◇ **静岡市中心身障害者ケアセンター条例の一部を改正する条例（平成26年静岡市条例第127号）**

- 1 静岡市中心身障害者ケアセンターの利用の許可を受けた者は、利用料金を静岡市中心身障害者ケアセンターの指定管理者に支払うことを定めることとした。（第8条関係）
- 2 静岡市中心身障害者ケアセンターの利用料金を静岡市中心身障害者ケアセンターの指定管理者の収入として収受させることとした。（第8条関係）
- 3 静岡市中心身障害者ケアセンターの指定管理者は、利用料金を減額し、又は免除することができることとした。（第8条関係）
- 4 上記1から3までの内容に係る規定は、この条例の施行の日以後に利用するサービスについて適用し、施行日前に利用したサービスについては、なお従前の例によることとした。（附則第2項関係）
- 5 この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。

◇ **静岡市霊柩自動車利用条例の一部を改正する条例（平成26年静岡市条例第128号）**

- 1 静岡斎場で使用している大型の霊柩自動車を廃止することとした。（別表関係）
- 2 この条例は、平成26年12月1日から施行することとした。

◇ **静岡市勤労者福祉センター条例の一部を改正する条例（平成26年静岡市条例第129号）**

- 1 静岡市北部勤労者福祉センターの利用の許可を受けた者は、利用料金を静岡市北部勤労者福祉センターの指定管理者に支払うことを定めることとした。（第11条関係）
- 2 静岡市北部勤労者福祉センターの利用料金を指定管理者の収入として収受させることとした。（第18条関係）
- 3 静岡市北部勤労者福祉センターの指定管理者は、静岡市北部勤労者福祉センターの利用料金を市長の承認を受けて定めることとした。（第18条関係）
- 4 静岡市北部勤労者福祉センターの指定管理者は、規則で定める基準により、利用料金を減額し、又は免除することができることとした。（第18条関係）
- 5 静岡市北部勤労者福祉センターの指定管理者は、規則で定める場合に限り、利用料金の全部又は一部を還付することができることとした。（第18条関係）
- 6 静岡市北部勤労者福祉センターの利用料金の限度額を設定することとした。（別表第3関係）

- 7 その他所要の規定の整理を行うこととした。
- 8 上記2から6までの内容に係る規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に使用料を納付した静岡市北部勤労者福祉センターの使用に係る回数券を有する者は、施行日以後に当該回数券を使用して当該施設を利用することができることとした。（附則第2項関係）
- 9 施行日において静岡市北部勤労者福祉センターの指定管理者となるものは、施行日前においても、この条例による改正後の静岡市勤労者福祉センター条例第18条第3項の規定の例により施行日以後の利用に係る利用料金を定めることができることとした。（附則第3項関係）
- 10 この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。

◇ 静岡市南アルプス赤石温泉白樺荘条例の一部を改正する条例（平成26年静岡市条例第130号）

- 1 静岡市南アルプス赤石温泉白樺荘を利用しようとする者は、利用料金を静岡市南アルプス白樺荘の指定管理者へ支払うことを定めることとした。（第6条関係）
- 2 静岡市南アルプス白樺荘の利用料金を静岡市南アルプス白樺荘の指定管理者の収入として収受させることとした。（第11条関係）
- 3 静岡市南アルプス白樺荘の指定管理者は、静岡市南アルプス白樺荘の利用料金を市長の承認を受けて定めることとした。（第11条関係）
- 4 静岡市南アルプス白樺荘の指定管理者は、規則で定める基準により、利用料金を減額し、又は免除することができることとした。（第11条関係）
- 5 静岡市南アルプス白樺荘の指定管理者は、規則で定める場合に限り、利用料金の全部又は一部を還付することができることとした。（第11条関係）
- 6 静岡市南アルプス白樺荘の利用料金の限度額を設けることとした。（別表第2関係）
- 7 その他所要の規定の整理を行うこととした。
- 8 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において指定管理者となるものは、施行日前においても、この条例による改正後の静岡市南アルプス赤石温泉白樺荘条例第11条第3項の規定の例により施行日以後の利用に係る利用料金を定めることができることとした。（附則第2項関係）
- 9 この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。ただし、上記8の内容に係る改正は、公布の日から施行することとした。

◇ 静岡市駐車場条例の一部を改正する条例（平成26年静岡市条例第131号）

- 1 静岡市清水駅東口駐車場の入出場時間の開始時間を午前6時30分から午前5時30分に変更することとし

- た。(第4条関係)
- 2 静岡市清水駅東口駐車場の休場日を廃止することとした。(第5条関係)
 - 3 清水駅東口駐車場を利用する者は、利用料金を清水駅東口駐車場の指定管理者に支払うことを定めることとした。(第12条の2関係)
 - 4 静岡市清水駅東口駐車場の指定管理者は、静岡市清水駅東口駐車場の利用に係る回数駐車券及び定期駐車券を発行することができることとした。(第12条の3及び第12条の4関係)
 - 5 静岡市清水駅東口駐車場の指定管理者は、一定の条件に該当する場合、駐車を拒否できることとした。(第13条関係)
 - 6 静岡市清水駅東口駐車場の指定管理者は、静岡市清水駅東口駐車場の利用に関する標識を設けなければならないこととした。(第17条の3関係)
 - 7 静岡市清水駅東口駐車場の利用料金を清水駅東口駐車場の指定管理者の収入として収受させることとした。(第18条関係)
 - 8 静岡市清水駅東口駐車場の指定管理者は、静岡市清水駅東口駐車場の利用料金を市長の承認を得て定めることとした。(第18条関係)
 - 9 静岡市清水駅東口駐車場の指定管理者は、規則で定める基準により、利用料金を減額し、又は免除することができることとした。(第18条関係)
 - 10 静岡市清水駅東口駐車場の指定管理者は、規則で定める場合に限り、利用料金の全部又は一部を還付することができることとした。(第18条関係)
 - 11 静岡市清水駅東口駐車場の利用料金の限度額を設けることとした。(別表関係)
 - 12 その他所要の規定の整理を行うこととした。
 - 13 この条例による改正後の静岡市駐車場条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に徴収する駐車料金から適用し、施行日前に徴収する駐車料金については、なお従前の例によることとした。(附則第2項関係)
 - 14 上記3、4及び11の内容に係る規定にかかわらず、施行日前に使用料を納付した回数駐車券又は定期駐車券(その期限が到来していないものに限る。)を有する者は、施行日以後に当該回数駐車券又は定期駐車券を使用して静岡市清水駅東口駐車場を利用することができることとした。(附則第3項関係)
 - 15 施行日において静岡市清水駅東口駐車場の指定管理者となるものは、施行日前においても、上記8及び11の内容に係る規定の例により施行日以後の静岡市清水駅東口駐車場の利用に係る利用料金を定めることができることとした。(附則第4項関係)
 - 16 この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。ただし、上記15の内容に係る改正は、公布の

日から施行することとした。

◇ 静岡市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例（平成26年静岡市条例第132号）

- 1 静岡市清水駅東口自転車等駐車場の指定管理者が、静岡市清水駅東口自転車等駐車場の入出場時間をあらかじめ市長の承認を得て変更できることとした。（第5条関係）
- 2 静岡市清水駅東口自転車等駐車場の定期利用をしようとする者は、規則で定めるところにより静岡市清水駅東口自転車等駐車場の指定管理者の許可を受けなければならないこととした。（第6条関係）
- 3 清水駅東口自転車等駐車場を利用する者は、利用料金を清水駅東口自転車等駐車場の指定管理者に支払うことを定めることとした。（第11条関係）
- 4 静岡市清水駅東口自転車等駐車場の指定管理者は、一定の条件に該当する場合、定期利用許可を取り消し、又は利用を拒否することができることとした。（第12条及び第13条関係）
- 5 静岡市清水駅東口自転車等駐車場の指定管理者は、駐車場の補修その他管理上必要があると認めるときは、駐車場の全部若しくは一部の供用を休止し、又は制限することができることとした。（第14条関係）
- 6 静岡市清水駅東口自転車等駐車場の指定管理者は、静岡市清水駅東口自転車等駐車場の利用に関する標識を設けなければならないこととした。（第19条関係）
- 7 静岡市清水駅東口自転車等駐車場の利用料金を清水駅東口自転車等駐車場の指定管理者の収入として收受させることとした。（第20条関係）
- 8 静岡市清水駅東口自転車等駐車場の指定管理者は、静岡市清水駅東口自転車等駐車場の利用料金を市長の承認を受けて定めることとした。（第20条関係）
- 9 静岡市清水駅東口自転車等駐車場の指定管理者は、規則で定める基準により、利用料金を減額し、又は免除することができることとした。（第20条関係）
- 10 静岡市清水駅東口自転車等駐車場の指定管理者は、規則で定める場合に限り、利用料金の全部又は一部を還付することができることとした。（第20条関係）
- 11 静岡市清水駅東口自転車等駐車場の指定管理者の指定等に関する規定を整備することとした。（第21条から第23条関係）
- 12 静岡市清水駅東口自転車等駐車場の指定管理者による管理等に関する規定を整備することとした。（第24条及び第25条関係）
- 13 静岡市清水駅自転車等東口駐車場の利用料金の限度額を設けることとした。（別表関係）
- 14 その他所要の規定の整理を行うこととした。
- 15 上記3及び13の内容に係る規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日ま

で静岡市清水駅東口自転車等駐車場の定期利用の許可を受け、施行日において当該許可に係る利用期間を経過していない者は、施行日以後においても、当該許可に係る利用期間内に限り、当該許可により静岡市清水駅東口自転車等駐車場を利用することができることとした。(附則第2項関係)

16 静岡市清水駅東口自転車等駐車場に係る指定管理者の指定に関し必要な行為は、施行日前においても、上記11の内容に係る規定の例により行うことができることとした。(附則第3項関係)

17 施行日において静岡市清水駅東口自転車等駐車場の指定管理者となるものは、施行日前においても、上記8及び13の内容に係る規定の例により施行日以後の静岡市清水駅東口自転車等駐車場の利用に係る利用料金を定めることができることとした。(附則第4項関係)

18 この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。ただし、上記16及び17の内容に係る改正は、公布の日から施行することとした。

◇ 静岡市地区計画の区域内にける建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例（平成26年静岡市条例第133号）

1 羽鳥大門町地区計画の都市計画決定をしたことに伴い、適用区域に羽鳥大門町地区整備計画区域を加え、当該区域における建築物の用途の制限及び建築物の高さの最高限度を定めることとした。(別表第1、別表第2関係)

2 この条例は、平成26年11月1日から施行することとした。

◇ 静岡市営住宅条例の一部を改正する条例（平成26年静岡市条例第134号）

1 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の一部が改正されたことに伴い、入居者の資格のうち特に居住の安定を図る必要がある者の定義の一部を変更することとした。(第6条関係)

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇ 静岡市改良住宅管理条例の一部を改正する条例（平成26年静岡市条例第135号）

1 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の一部が改正されたことに伴い、入居者の資格のうち特に居住の安定を図る必要がある者の定義の一部を変更することとした。(第4条関係)

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇ 静岡市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（平成26年静岡市条例第136号）

- 1 次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律（平成26年法律第28号）による児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）の一部が改正されたことに伴い、条例中の同法の条項を引用する規定の整理を行うこととした。（附則第8条関係）
- 2 この条例は、平成26年12月1日から施行することとした。

条 例

静岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成26年10月14日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第118号

静岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の8の2第1項の規定により条例で定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。

（最低基準の目的）

第2条 最低基準は、市長の監督に属する放課後児童健全育成事業（法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業をいう。以下同じ。）を利用している児童（以下「利用者」という。）が、明るくて、衛生的な環境において、栄養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

（最低基準の向上）

第3条 市長は、静岡市健康福祉基本条例（平成19年静岡市条例第14号）第16条に規定する静岡市健康福祉審議会の意見を聴き、その監督に属する放課後児童健全育成事業を行う者（以下「放課後児童健全育成事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と放課後児童健全育成事業者)

第4条 放課後児童健全育成事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている放課後児童健全育成事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(放課後児童健全育成事業の一般原則)

第5条 放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該放課後児童健全育成事業者が行う放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。

5 放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）の構造設備は、採光、換気等利用者の保健衛生及び利用者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(放課後児童健全育成事業者と非常災害対策)

第6条 放課後児童健全育成事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、定期的にこれを行わなければならない。

(放課後児童健全育成事業者の職員の一般的要件)

第7条 放課後児童健全育成事業において利用者の支援に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉

事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

(放課後児童健全育成事業者の職員の知識及び技能の向上等)

第8条 放課後児童健全育成事業者の職員は、常に自己研さんに励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(設備の基準)

第9条 放課後児童健全育成事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画(以下この条において「専用区画」という。)を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上でなければならない。

3 専用区画並びに第1項に規定する設備及び備品等(次項において「専用区画等」という。)は、放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

4 専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。

(職員)

第10条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。

2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員(放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第5項において同じ。)をもってこれに代えることができる。

3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。

(1) 保育士の資格を有する者

(2) 社会福祉士の資格を有する者

(3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による高等学校(旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校を含む。)若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)

又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第9号において「高等学校卒業業者等」という。）であつて、2年以上児童福祉事業に従事したもの

- (4) 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者
- (5) 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (6) 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者
- (7) 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (8) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (9) 高等学校卒業業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であつて、市長が適当と認めたもの

4 第2項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であつて、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。

5 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所であつて、放課後児童支援員のうち1人を除いた者又は補助員が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(利用者を平等に取り扱う原則)

第11条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第13条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(運営規程)

第14条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (3) 開所している日及び時間
- (4) 支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額
- (5) 利用定員
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) 事業の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項

(放課後児童健全育成事業者が備える帳簿)

第15条 放課後児童健全育成事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかななければならない。

(秘密保持等)

第16条 放課後児童健全育成事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第17条 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関する利用者又はその保護者等から

の苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関し、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

（開所時間及び日数）

第18条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する時間について、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間以上を原則として、市における児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定めるものとする。

- (1) 小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき8時間
- (2) 小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき3時間

- 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する日数について、1年につき250日以上を原則として、市における児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定めるものとする。

（保護者との連絡）

第19条 放課後児童健全育成事業者は、常に利用者の保護者と密接な連絡をとり、当該利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

（関係機関との連携）

第20条 放課後児童健全育成事業者は、市、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。

（事故発生時の対応）

第21条 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、市、当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。

(職員の経過措置)

第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から平成32年3月31日までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。

(支援の単位の経過措置)

第3条 施行日の前日において現に社会福祉法第2条第3項第2号に規定する放課後児童健全育成事業を行っている者で施行日以後に引き続き放課後児童健全育成事業を行う者に係る第10条第4項の規定の適用については、施行日から起算して5年を経過する日までの間は、同項中「40人以下」とあるのは、「70人以下」とする。この場合において、同条第2項中「2人以上」とあるのは、「2人以上（支援の単位を構成する児童の数がおおむね41人以上おおむね45人以下である場合は3人以上、おおむね46人以上である場合は4人以上）」と読み替えるものとする。

静岡市地方独立行政法人静岡市立静岡病院評価委員会条例をここに公布する。

平成26年10月14日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第119号

静岡市地方独立行政法人静岡市立静岡病院評価委員会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第11条第3項の規定に基づき、地方独立行政法人静岡市立静岡病院評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び委

員その他必要な事項を定めるものとする。

(組織及び委員)

第2条 委員会は、委員6人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 医療又は事業の経営に関し識見を有する者

(2) 市民

3 市長は、前項第2号に掲げる委員の選任に当たっては、公募の方法によるよう努めるものとする。

4 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、委員会に臨時委員を置くことができる。

7 臨時委員は、当該特別の事項に関し識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

8 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長は、委員会の会議の議長となる。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員(議事に関係のある臨時委員を含む。次項において同じ。)の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、病院局において処理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年12月15日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 第2条第4項の規定にかかわらず、この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、平成30年3月31日までとする。

静岡市情報公開及び個人情報の保護の総合的な推進に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年10月14日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第120号

静岡市情報公開及び個人情報の保護の総合的な推進に関する条例の一部を改正する条例

静岡市情報公開及び個人情報の保護の総合的な推進に関する条例（平成19年静岡市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第19条第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第27条第1項に規定する評価書について、特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項の規定により意見を述べること。

第19条に次の1項を加える。

2 前項第3号に掲げる事項は、第23条の2に規定する部会において審議することができる。

第23条の次に次の1条を加える。

(部会)

第23条の2 第19条第1項第3号に規定する事項を審議させるため、審議会に部会を置く。

2 部会は、会長及び会長が指名する委員若干人並びに個人情報の保護又は情報処理技術に関し識見を有する者から市長が委嘱する専門委員若干人をもって組織する。

3 第21条の規定は、専門委員について準用する。

4 第22条第3項及び前条の規定は、部会について準用する。この場合において、前条第2項中「委員」とあるのは「委員及び専門委員」と、同条第3項中「出席委員」とあるのは「出席した委員及び専門委員」と、それぞれ読み替えるものとする。

第24条中「委員」の次に「及び専門委員」を加える。

附則に次の1項を加える。

(専門委員の任期の特例)

5 第23条の2第3項において準用する第21条第1項の規定にかかわらず、平成26年10月14日以後最初に委嘱される専門委員の任期は、平成27年6月30日までとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

静岡市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年10月14日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第121号

静岡市手数料条例の一部を改正する条例

静岡市手数料条例（平成15年静岡市条例第103号）の一部を次のように改正する。

別表第4中

「

高度管理医療機器等の販売業及び賃貸業	1件につき 29,000円
--------------------	---------------

許可申請	(更新の場合は11,000円)	を
高度管理医療機器等の販売業及び賃貸業 許可証の書換え	1件につき 2,000円	
高度管理医療機器等の販売業及び賃貸業 許可証の再交付	1件につき 2,900円	

高度管理医療機器等の販売業及び貸与業 許可申請	1件につき 29,000円 (更新の場合は11,000円)	に
高度管理医療機器等の販売業及び貸与業 許可証の書換え	1件につき 2,000円	
高度管理医療機器等の販売業及び貸与業 許可証の再交付	1件につき 2,900円	

改める。

附 則

この条例は、平成26年11月25日から施行する。

静岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年10月14日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第122号

静岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例

静岡市国民健康保険条例（平成16年静岡市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第14条の3第1号中「100分の2.5」を「100分の2.4」に改める。

第17条第1号中「100分の2.7」を「100分の2.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の静岡市国民健康保険条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成26年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 新条例の規定は、平成26年度以後の年度分の保険料について適用し、平成25年度分までの保険料については、なお従前の例による。

静岡市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年10月14日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第123号

静岡市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

静岡市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年静岡市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第18条第6号中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に、「第2条第16項」を「第2条第17項」に改める。

附 則

この条例は、平成26年11月25日から施行する。

静岡市立保育所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年10月14日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第124号

静岡市立保育所条例の一部を改正する条例

静岡市立保育所条例（平成15年静岡市条例第147号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付を含む。）」に改める。

別表第2中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律による支援給付」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付を含む。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

静岡市待機児童園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年10月14日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第125号

静岡市待機児童園条例の一部を改正する条例

静岡市待機児童園条例（平成22年静岡市条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付を含む。）」に改める。

別表第2中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律による支援給付」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付を含む。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

静岡市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年10月14日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第126号

静岡市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
静岡市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年静岡市条例第8号)
の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「静岡市健康福祉審議会条例(平成19年静岡市条例第19号)に基づく」を「静岡市健康福祉基本条例(平成19年静岡市条例第14号)第16条に規定する」に改める。

第16条第3項中「保育の実施」を「保育の提供若しくは法第24条第5項若しくは第6項の規定による措置」に改める。

第18条中「児童福祉施設」の次に「(保育所を除く。)」を加え、同条第2号中「他」を「ほか、」に改め、同条に次の1項を加える。

2 保育所は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 提供する保育の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児、満3歳に満たない幼児及び満3歳以上の幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 保育所の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) 前各号に掲げるもののほか、保育所の運営に関する重要事項

第21条第3項中「保育の実施」を「保育の提供若しくは法第24条第5項若しくは第6項の規

定による措置」に改める。

第44条中「母子自立支援員」を「母子・父子自立支援員」に、「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に改める。

第45条第5号中「及び附則第3条第2項」を削り、同条第8号イの表中

「

4階以上	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段	を
	避難用	建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段	

「

4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段	に
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができると認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段	

」

改める。

第47条第2項中「(認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「就学前保育等推進法」という。))第7条第1項に規定する認定こども園をいう。)である保育所(以下「認定保育所」という。)にあっては、幼稚園(学校教育法第1条に規定する幼稚園をいう。以下同じ。)と同様に1日に4時間程度利用する幼児(以下「短時間利用児」という。)おおむね35人につき1人以上、1日に8時間程度利用する幼児(以下「長時間利用児」という。)おおむね20人につき1人以上)」及び「(認定保育所にあっては、短時間利用児おおむね35人につき1人以上、長時間利用児おおむね30人につき1人以上)」を削る。

第51条及び第52条を次のように改める。

(業務の質の評価等)

第51条 保育所は、自らその行う法第39条に規定する業務の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 保育所は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

第52条 削除

第88条第2項中「母子自立支援員、母子福祉団体」を「母子・父子自立支援員、母子・父子福祉団体」に改める。

附則第3条を次のように改める。

第3条 削除

附 則

この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成24年法律第67号)の施行の日から施行する。ただし、第4条第1項、第44条及び第88条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

静岡市心身障害者ケアセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年10月14日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第127号

静岡市中心身障害者ケアセンター条例の一部を改正する条例

静岡市中心身障害者ケアセンター条例（平成16年静岡市条例第75号）の一部を次のように改正する。

第8条を次のように改める。

（利用料金）

第8条 第6条第1項の規定によりセンターにおいて第3条第1項又は第2項の事業によるサービスの利用に係る許可を受け、当該許可に係るサービスを利用した者又はその扶養義務者は、当該サービスの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。

2 利用料金は、第3条第1項の事業によるサービスに係るものにあつては支援法第29条第1項に規定する特定費用の額として規則で定める額及び支援法第29条第3項又は第30条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額とし、第3条第2項の事業によるサービスに係るものにあつては支援法第5条第8項に規定する短期入所のサービスを利用した者が負担する費用の額との均衡を考慮して規則で定める額とする。

3 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として收受させるものとする。

4 指定管理者は、規則で定める基準により第3条第2項の事業に係る利用料金を減額し、又は免除することができる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の静岡市中心身障害者ケアセンター条例第8条の規定は、この条例の施行の日以後に利用するサービスについて適用し、同日前に利用したサービスについては、なお従前の例による。

静岡市霊柩自動車利用条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年10月14日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第128号

静岡市霊柩自動車利用条例の一部を改正する条例

静岡市霊柩自動車利用条例（平成15年静岡市条例第182号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

車種	乗車定員	使用料
大型	27人	6,300円

を

」

「

車種	乗車定員	使用料
----	------	-----

に

」

改める。

附 則

この条例は、平成26年12月1日から施行する。

静岡市勤労者福祉センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年10月14日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第129号

静岡市勤労者福祉センター条例の一部を改正する条例

静岡市勤労者福祉センター条例(平成15年静岡市条例第186号)の一部を次のように改正する。

第4条中「第17条」を「第18条」に改める。

第8条中「によるセンターの利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)」を「により、静岡市南部勤労者福祉センター又は静岡市東部勤労者福祉センターの利用の許可を受けた者」に、「、別表第2及び別表第3」を「及び別表第2」に改める。

第10条第1号中「利用者」を「第8条の規定により使用料を納付した者」に改める。

第23条を第24条とし、第18条から第22条までを1条ずつ繰り下げる。

第17条に次の4項を加え、同条を第18条とし、第16条を第17条とする。

- 2 市長は、静岡市北部勤労者福祉センターの指定管理者に静岡市北部勤労者福祉センターの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。
- 3 利用料金は、静岡市北部勤労者福祉センターの指定管理者が別表第3に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。
- 4 静岡市北部勤労者福祉センターの指定管理者は、規則で定める基準により、利用料金を減額し、又は免除することができる。
- 5 静岡市北部勤労者福祉センターの指定管理者は、規則で定める場合に限り、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

第15条中「第13条」を「第14条」に改め、同条を第16条とし、第12条から第14条までを1条ずつ繰り下げる。

第11条中「利用者」を「第6条第1項の規定により、センターの利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)」に改め、同条を第12条とし、第10条の次に次の1条を加える。

(利用料金)

第11条 第6条第1項の規定により静岡市北部勤労者福祉センターの利用の許可を受けた者は、第18条第2項の利用料金を静岡市北部勤労者福祉センターの指定管理者の定めるところにより当該指定管理者に支払わなければならない。

別表第1を削り、別表第2を別表第1とし、別表第3を別表第2とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第3（第18条関係）

静岡市北部勤労者福祉センターの利用料金の限度額

1 施設の利用料金の限度額

(1) 専用利用その1

室名	位置	収容 人員	時間区分									
			A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
			午前10 時から 正午ま で	午後1 時から 午後3 時まで	午後3 時から午 後5時 30分ま で	午後6 時から 午後10 時まで	午前10 時から 午後3 時まで	午後1 時から 午後5 時30分 まで	午後3 時から午 後10時 まで	午前10 時から 午後5 時30分 まで	午後1 時から 午後10 時まで	午前10 時から 午後10 時まで
多目的室	3階	150人	5,970 円	5,970 円	5,970 円	11,940 円	11,940 円	11,940 円	17,910 円	17,910 円	23,880 円	29,850 円
第1研修室	3階	36人	2,190 円	2,190 円	2,190 円	4,380 円	4,380 円	4,380 円	6,570 円	6,570 円	8,760 円	10,950 円
和室	2階	36人	2,820 円	2,820 円	2,820 円	5,640 円	5,640 円	5,640 円	8,460 円	8,460 円	11,280 円	14,100 円
第2研修室	3階	20人	1,530 円	1,530 円	1,530 円	3,060 円	3,060 円	3,060 円	4,590 円	4,590 円	6,120 円	7,650 円
第3研修室 (OALーム1)	3階	10人	3,120 円	3,120 円	3,120 円	6,240 円	6,240 円	6,240 円	9,360 円	9,360 円	12,480 円	15,600 円
第4研修室 (OALーム2)	3階	10人										

(2) 専用利用その2

室名	位置	収容人員	利用区分	金額
フィットネス場	4階	30人	1室1時間	9,400円

(3) 個人利用

室名	利用区分	金額
第3研修室（OAルーム1）	当日券（1人1回1時間までにつき）	150円
第4研修室（OAルーム2）		
フィットネス場及びトレーニング場	当日券（1人1回につき）	540円
	回数券（11枚つづり。1枚の使用は、1人1回）	5,400円

備考

- 1 利用のための準備及び原状回復のための時間は、利用時間に含む。
- 2 利用時間を超えたときの利用料金は、1時間（1時間に満たないときは、1時間とする。）につき時間区分又は利用区分の1時間相当額を加算する。
- 3 利用料金の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

2 特殊器具等の利用料金の限度額

名称	単位	金額（1回につき）	利用場所
アンプ装置	一式	1,540円	多目的室
カラオケ装置	一式	1,540円	和室及び多目的室
勤労者福祉センターの設備以外の機器、器具等を利用するため電気を使用する場合		電気の使用量に応ずる実費相当額	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の静岡市勤労者福祉センター条例（以下「新条例」という。）第18条及び別表第1の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に使用料を納付した静岡市北部勤労者福祉センターの使用に係る回数券を有する者は、施行日以後に当該回数券を使用して当該施設を利用することができる。

(施行前の準備)

- 3 施行日において静岡市北部勤労者福祉センターの指定管理者となるものは、施行日前においても、新条例第18条第3項の規定の例により施行日以後の利用に係る利用料金を定めることができる。

静岡市南アルプス赤石温泉白樺荘条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年10月14日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第130号

静岡市南アルプス赤石温泉白樺荘条例の一部を改正する条例

静岡市南アルプス赤石温泉白樺荘条例（平成20年静岡市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

(利用料金)

第6条 白樺荘を利用しようとする者は、第11条第2項の利用料金を指定管理者の定めるところにより、当該指定管理者に支払わなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、小学校の就学の始期に達していない者については、第11条第2

項の利用料金を無料とする。

第7条を削り、第8条を第7条とし、第9条から第11条までを1条ずつ繰り上げる。

第12条に次の4項を加え、同条を第11条とする。

- 2 市長は、指定管理者に白樺荘の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。
- 3 利用料金は、指定管理者が、別表第2に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を受けて定める。
- 4 指定管理者は、規則で定める基準により利用料金を減額し、又は免除することができる。
- 5 指定管理者は、規則で定める場合に限り、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

第13条を第12条とし、第14条から第18条までを1条ずつ繰り上げる。

別表第1中「すべて」を「全て」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第11条関係）

区分			金額
入浴施設の利用料金の限度額	宿泊者以外の者	12歳以上の者	1人1回につき 770円
		6歳以上12歳未満の者	1人1回につき 300円
宿泊施設の利用料金の限度額	宿泊者	12歳以上の者	1人1泊につき 6,170円
		6歳以上12歳未満の者	1人1泊につき 3,080円
	宿泊者以外の者	2人部屋	1室2時間までごとに 2,310円
		4人部屋	1室2時間までごとに 3,080円

備考

- 1 小学校の児童である者及びこれに準ずる者は、6歳以上12歳未満の者の区分とする。
- 2 宿泊者が宿泊施設を利用する際の利用料金には、入浴施設の利用料金を含む。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行

する。

(施行前の準備)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において指定管理者となるものは、施行日前においても、この条例による改正後の静岡市南アルプス赤石温泉白樺荘条例第11条第3項の規定の例により施行日以後の利用に係る利用料金を定めることができる。

静岡市駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年10月14日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第131号

静岡市駐車場条例の一部を改正する条例

静岡市駐車場条例（平成15年静岡市条例第237号）の一部を次のように改正する。

第4条の表中「午前6時30分」を「午前5時30分」に改める。

第5条第1項中「清水駅東口駐車場及び」を削り、同条第3項中「清水駅東口駐車場以外の駐車場にあつては市長は、清水駅東口駐車場にあつては指定管理者は市長の承認を得て」を「市長は」に改める。

第7条中「、清水駅東口駐車場」及び「(以下「料金」という。)」を削り、「料金の」を「金額の」に改める。

第8条中「市長等（清水駅東口駐車場以外の駐車場にあつては市長を、清水駅東口駐車場にあつては指定管理者をいう。以下同じ。）」を「市長」に、「、清水駅東口駐車場及び」を「及び」に改める。

第9条第1項中「清水駅東口駐車場及び」を削る。

第10条の見出し中「料金」を「使用料」に改め、同条第1項中「料金」を「使用料」に改め、「、清水駅東口駐車場」を削り、同条第2項中「料金」を「使用料」に改める。

第11条（見出しを含む。）中「料金」を「使用料」に改める。

第12条の見出し中「料金」を「使用料」に改め、同条中「料金」を「使用料」に改め、「、清

水駅東口駐車場」を削り、同条の次に次の3条を加える。

(利用料金)

第12条の2 清水駅東口駐車場を利用する者は、自動車を出場させるときに、第18条第2項の利用料金を指定管理者の定めるところにより当該指定管理者に支払わなければならない。ただし、第12条の4第1項の定期駐車券による利用料金は、定期駐車券の交付を受けるときに支払うものとする。

(清水駅東口駐車場の回数駐車券の発行)

第12条の3 指定管理者は、清水駅東口駐車場を利用する者の利便を図るため、別表第2に定める回数駐車券を発行することができる。

(清水駅東口駐車場の定期駐車券の発行等)

第12条の4 指定管理者は、清水駅東口駐車場を利用する者の利便を図るため、定期駐車券を発行することができる。

2 定期駐車券の1月当たりの発行の枚数は、規則で定める枚数を限度とする。

第13条中「市長等」の次に「(清水駅東口駐車場以外の駐車場にあつては市長を、清水駅東口駐車場にあつては指定管理者をいう。以下同じ。)」を加える。

第17条の2(見出しを含む。)中「料金」を「駐車料金」に改める。

第17条の3中「市長」を「市長等」に改め、「料金」を「駐車料金」に改める。

第18条に次の4項を加える。

2 市長は、指定管理者に清水駅東口駐車場の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

3 利用料金は、指定管理者が別表第1から別表第3までに定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

4 指定管理者は、規則で定める基準により、利用料金を減額し、又は免除することができる。

5 指定管理者は、規則で定める場合に限り、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

第25条中「料金」を「駐車料金」に改める。

別表第1中「第7条関係」を「第7条、第18条関係」に改め、同表の2清水駅東口駐車場の表を次のように改める。

2 清水駅東口駐車場

区分	利用料金の限度額
----	----------

普通自動車	30分までごと100円
	1泊（午後10時から翌日の午前7時まで）につき 700円
大型自動2輪車及び普通自動2輪車	1日1回につき200円

備考 午前5時30分から午前7時まで及び午後10時から午後12時までの駐車時間については、
1泊の項の規定を適用した場合は、他の項の規定を適用しない。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第8条、第12条の3、第18条関係）

1 清水駅東口駐車場以外の駐車場

1券片の額	回数駐車券の額
50円	250券片に対して200券片分に相当する額
	60券片に対して50券片分に相当する額
	22券片に対して20券片分に相当する額
	11券片に対して10券片分に相当する額
100円	250券片に対して200券片分に相当する額
	60券片に対して50券片分に相当する額
	22券片に対して20券片分に相当する額
	11券片に対して10券片分に相当する額
150円	250券片に対して200券片分に相当する額
	60券片に対して50券片分に相当する額
	22券片に対して20券片分に相当する額
	11券片に対して10券片分に相当する額
300円	250券片に対して200券片分に相当する額
	60券片に対して50券片分に相当する額
	22券片に対して20券片分に相当する額
	11券片に対して10券片分に相当する額
400円	250券片に対して200券片分に相当する額
	60券片に対して50券片分に相当する額
	22券片に対して20券片分に相当する額
	11券片に対して10券片分に相当する額

2 清水駅東口駐車場

1 券片の額	回数駐車券の限度額
50円	250券片に対して200券片分に相当する額
	60券片に対して50券片分に相当する額
	22券片に対して20券片分に相当する額
	11券片に対して10券片分に相当する額
100円	250券片に対して200券片分に相当する額
	60券片に対して50券片分に相当する額
	22券片に対して20券片分に相当する額
	11券片に対して10券片分に相当する額
150円	250券片に対して200券片分に相当する額
	60券片に対して50券片分に相当する額
	22券片に対して20券片分に相当する額
	11券片に対して10券片分に相当する額
300円	250券片に対して200券片分に相当する額
	60券片に対して50券片分に相当する額
	22券片に対して20券片分に相当する額
	11券片に対して10券片分に相当する額
400円	250券片に対して200券片分に相当する額
	60券片に対して50券片分に相当する額
	22券片に対して20券片分に相当する額
	11券片に対して10券片分に相当する額

別表第3中「第9条関係」を「第9条、第12条の4、第18条関係」に改め、同表の1清水駅東口駐車場の表中「金額」を「利用料金の限度額」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、公布の日から施行する。

(適用)

- 2 この条例による改正後の静岡市駐車場条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例

の施行の日（以下「施行日」という。）以後に徴収する駐車料金から適用し、同日前に徴収する駐車料金については、なお従前の例による。

（経過措置）

- 3 新条例第12条の2から第12条の4までの規定、別表第2及び別表第3の規定にかかわらず、施行日前に使用料を納付した回数駐車券又は定期駐車券（その期限が到来していないものに限る。）を有する者は、施行日以後に当該回数駐車券又は定期駐車券を使用して静岡市清水駅東口駐車場を利用することができる。

（施行前の準備）

- 4 施行日において静岡市清水駅東口駐車場の指定管理者となるものは、施行日前においても、新条例第18条第3項の規定の例により施行日以後の静岡市清水駅東口駐車場の利用に係る利用料金を定めることができる。

静岡市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年10月14日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第132号

静岡市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

静岡市自転車等駐車場条例（平成15年静岡市条例第238号）の一部を次のように改正する。

第5条中「市長は、特別の理由があると認めるときは」を「特に必要があると認めるときは、静岡市清水駅東口自転車等駐車場以外の駐車場にあっては市長は、静岡市清水駅東口自転車等駐車場にあっては第20条第1項の規定による指定を受けて駐車場の管理を行うもの（以下「指定管理者」という。）は市長の承認を得て」に改める。

第6条第3項中「市長」を「市長等（静岡市清水駅東口自転車等駐車場以外の駐車場にあっては市長を、静岡市清水駅東口自転車等駐車場にあっては指定管理者をいう。以下同じ。）」に改める。

第7条第1項中「により有料駐車場」の次に「（静岡市清水駅東口自転車等駐車場を除く。）」

を加え、「静岡市清水駅東口自転車等駐車場及び静岡市東静岡駅北口自転車等駐車場を一時利用する者」を「静岡市東静岡駅北口自転車等駐車場を一時利用する者」に改め、同条第2項中「超えて」の次に「静岡市清水駅東口自転車等駐車場以外の有料駐車場に」を加える。

第9条中「ときは、」の次に「静岡市清水駅東口自転車等駐車場以外の有料駐車場の」を加える。

第10条中「既納の」を「静岡市清水駅東口自転車等駐車場以外の有料駐車場に係る既納の」に改める。

第19条を第26条とし、同条の前に次の6条を加える。

(指定管理者による管理)

第20条 静岡市清水駅東口自転車等駐車場の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するものに行わせるものとする。

2 市長は、静岡市清水駅東口自転車等駐車場の指定管理者に静岡市清水駅東口自転車等駐車場の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

3 利用料金は、静岡市清水駅東口自転車等駐車場の指定管理者が別表第3に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。

4 静岡市清水駅東口自転車等駐車場の指定管理者は、規則で定める基準により、利用料金を減額し、又は免除することができる。

5 静岡市清水駅東口自転車等駐車場の指定管理者は、規則で定める場合に限り、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(指定管理者の指定の申請)

第21条 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他の規則で定める書類を添付して市長に申請しなければならない。

(指定管理者の指定の基準)

第22条 市長は、前条の規定による申請を審査し、次に掲げる基準に適合するもののうちから、最も効率的かつ適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。

(1) 事業計画が静岡市清水駅東口自転車等駐車場の設置の目的を達成するためにふさわしいものであること。

- (2) 事業計画が静岡市清水駅東口自転車等駐車場の効果的な管理を実現するものであること。
- (3) 事業計画に沿った管理を行うために必要な物的・人的能力を有していると認められること。
- (4) 管理の業務を適切かつ円滑に行うための経理的基礎を有していること。

(指定管理者の指定等の公告)

第23条 市長は、指定管理者を指定したとき、又はその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告するものとする。

(指定管理者の業務の範囲)

第24条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 静岡市清水駅東口自転車等駐車場の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (2) 静岡市清水駅東口自転車等駐車場の定期利用の許可に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める業務

(指定管理者の原状回復の義務)

第25条 指定管理者は、その指定に係る管理の業務の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

第18条中「市長」を「市長等」に改め、同条を第19条とする。

第14条から第17条までを1条ずつ繰り下げる。

第13条中「市長」を「市長等」に改め、同条を第14条とする。

第12条中「市長」を「市長等」に改め、同条を第13条とする。

第11条中「市長」を「市長等」に改め、同条を第12条とし、第10条の次に次の1条を加える。

(利用料金)

第11条 第6条第3項の規定により静岡市清水駅東口自転車等駐車場の定期利用の許可を受けた者は当該許可を受けたときに、静岡市清水駅東口自転車等駐車場を一時利用する者は自転車等を出場させるときに、それぞれ第20条第3項の利用料金を静岡市清水駅東口自転車等駐車場の指定管理者の定めるところにより当該指定管理者に支払わなければならない。

2 第6条第4項に規定する有料駐車場の利用期間を超えて静岡市清水駅東口自転車等駐車場に自転車等を駐車した者は、第16条第1項の規定により当該自転車等が撤去されるまでの間、当該超える日1日につき、当該駐車車両の区分に応じ、一時利用に係る第20条第3項の利用

料金に相当する額の利用料金を前項の利用料金とは別に当該指定管理者に支払わなければならない。

別表第3中「第6条、第7条関係」を「第6条、第7条、第11条、第20条関係」に改め、「静岡市清水駅東口自転車等駐車場」を削り、同表に次のように加える。

3 静岡市清水駅東口自転車等駐車場の利用料金の限度額

駐車対象車両の 区分	利用の方法	利用期間	利用料金の限度額	
			一般	学生
自転車	定期利用	1箇月	2,030円	1,010円
		3箇月	5,500円	2,750円
		6箇月	9,780円	4,890円
		1年	17,120円	8,560円
	一時利用	1回（1日）	100円	100円
原動機付自転車	定期利用	1箇月	3,050円	1,520円
		3箇月	8,250円	4,120円
		6箇月	14,680円	7,340円
		1年	25,690円	12,840円
	一時利用	1回（1日）	150円	150円

備考

1 「学生」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条に規定する各種学校に通学している者及びこれに準ずる者をいい、「一般」とは、学生以外の者をいう。

2 利用期間の単位は、月の初日から始まり、当該月の末日をもって終了する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、附則第3項及び第4項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の静岡市自転車等駐車場条例（以下「新条例」という。）第11条及び別表第3の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに静岡市清水駅東口自転車等駐車場の定期利用の許可を受け、施行日において当該許可に係る

利用期間を経過していない者は、施行日以後においても、当該許可に係る利用期間内に限り、当該許可により静岡市清水駅東口自転車等駐車場を利用することができる。

(施行前の準備)

- 3 静岡市清水駅東口自転車等駐車場に係る指定管理者の指定に関し必要な行為は、施行日前においても、新条例第21条から第23条までの規定の例により行うことができる。
- 4 施行日において静岡市清水駅東口自転車等駐車場の指定管理者となるものは、施行日前においても、新条例第20条第3項の規定の例により施行日以後の静岡市清水駅東口自転車等駐車場の利用に係る利用料金を定めることができる。

静岡市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年10月14日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第133号

静岡市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

静岡市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成20年静岡市条例第71号）の一部を次のように改正する。

第7条（見出しを含む。）中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

別表第1中

「

16	呉服町1－6地区 整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された呉服町1－6地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域	を
----	--------------------	--	---

」

「

16	呉服町1－6地区	都市計画法第20条第1項の規定により告示された呉服町1
----	----------	-----------------------------

	整備計画区域	－ 6 地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域	に
17	羽鳥大門町地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された羽鳥大門町地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域	

改める。

別表第2中「第10条関係」を「第11条関係」に、「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同表に次のように加える。

17 羽鳥大門町地区整備計画区域

建築物の用途の制限	長屋又は共同住宅で、床面積（床、壁又は戸で1の住戸として区画された部分の床面積をいう。）が30平方メートル未満の住戸を有するものは、建築してはならない。
建築物の高さの最高限度	建築物の高さは、12メートル以下としなければならない。ただし、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内である場合においては、その部分の高さは、5メートルまでは、当該建築物の高さに算入しない。

附 則

この条例は、平成26年11月1日から施行する。

静岡市営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年10月14日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第134号

静岡市営住宅条例の一部を改正する条例

静岡市営住宅条例（平成15年静岡市条例第253号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第5号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に、「支援給付を」を「支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付を」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

静岡市改良住宅管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年10月14日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第135号

静岡市改良住宅管理条例の一部を改正する条例

静岡市改良住宅管理条例（平成15年静岡市条例第254号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項第5号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に、「支援給付を」を「支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付を」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

静岡市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年10月14日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第136号

静岡市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

静岡市消防団員等公務災害補償条例（平成15年静岡市条例第289号）の一部を次のように改正する。

附則第8条第7項第1号中「第4条第2項第2号、第5号若しくは第10号若しくは第3項第2号」を「第13条の2第1項第1号から第3号まで若しくは第2項第1号」に改め、同項第2号中「第4条第2項第3号、第8号、第9号又は第13号」を「第13条の2第1項第4号又は第2項第2号」に改める。

附 則

この条例は、平成26年12月1日から施行する。

規 則

静岡市規則第92号

静岡市会計規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成26年9月29日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市会計規則の一部を改正する規則

静岡市会計規則（平成15年静岡市規則第45号）の一部を次のように改正する。

第75条に次の2号を加える。

(16) 臨時福祉給付金

(17) 子育て世帯臨時特例給付金

附 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

静岡市規則第93号

静岡市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成26年9月29日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市事務分掌規則の一部を改正する規則

静岡市事務分掌規則（平成17年静岡市規則第10号）の一部を次のように改正する。

第4条子ども家庭課の所掌事務（6）中「母子家庭等」を「母子家庭及び父子家庭並びに寡婦」に改め、同所掌事務（8）中「及び」の次に「父子福祉資金並びに」を加える。

附 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

静岡市規則第94号

静岡市区役所事務分掌規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成26年9月29日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市区役所事務分掌規則の一部を改正する規則

静岡市区役所事務分掌規則（平成17年静岡市規則第11号）の一部を次のように改正する。

第4条保育児童課の所掌事務（3）中「及び」の次に「父子福祉資金並びに」を加え、同所掌事務（5）中「母子家庭自立支援給付金」の次に「及び父子家庭自立支援給付金」を加える。

附 則

この規則は、平成26年10月 1 日から施行する。

静岡市規則第95号

静岡市事務専決規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成26年 9 月29日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市事務専決規則の一部を改正する規則

静岡市事務専決規則（平成17年静岡市規則第14号）の一部を次のように改正する。

別表第2個別専決事項3区役所個別専決事項保育児童課に関する事項中

「

<p>1 母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第15条(第32条第4項において準用する場合を含む。)の規定による償還の免除に関すること。</p>				○	
<p>2 母子及び寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号)第17条ただし書(第38条において準用する場合を含む。)の規定による違約金の免除に関すること。</p>				○	

を

」

「

<p>1 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第15条（第32条第4項において準用する場合を含む。）の規定による償還の免除に関すること。</p>				○	
<p>2 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第17条ただし書（第31条の7及び第38条において準用する場合を含む。）の規定による違約金の免除に関すること。</p>				○	

に

」

改める。

附 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

静岡市規則第96号

市長の権限の一部の事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成26年 9月29日

静岡市長 田 辺 信 宏

市長の権限の一部の事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則
 市長の権限の一部の事務の委任及び補助執行に関する規則（平成15年静岡市規則第13号）の

一部を次のように改正する。

第6条第4号を次のように改める。

(4) 母子及び父子並びに寡婦福祉法関係

ア 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下この号において「法」という。）第17条第1項の規定による母子家庭日常生活支援事業の措置に関する事

イ 法第18条の規定による法第17条第1項の措置の解除に係る説明等に関する事

ウ 法第31条の7第1項の規定による父子家庭日常生活支援事業の措置に関する事

エ 法第31条の7第3項において準用する法第18条の規定による法第31条の7第1項の措置の解除に係る説明等に関する事

オ 法第33条第1項の規定による寡婦日常生活支援事業の措置に関する事

カ 法第33条第3項において準用する法第18条の規定による法第33条第1項の措置の解除に係る説明等に関する事

附 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

静岡市規則第97号

静岡市公印規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成26年9月29日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市公印規則の一部を改正する規則

静岡市公印規則（平成15年静岡市規則第15号）の一部を次のように改正する。

別表第3の2市長印中

「

子ども家庭 課専用市長 印	5	隸書	正方形	方21	1	子ども家 庭課長	子ども医療費及び 母子家庭等医療費 の助成、児童手当、
---------------------	---	----	-----	-----	---	-------------	-----------------------------------

							児童扶養手当及び子ども手当の支給、母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付け並びに母子家庭等の援護に関する事務用	を
--	--	--	--	--	--	--	---	---

「

子ども家庭課専用市長印	5	隸書	正方形	方21	1	子ども家庭課長	子ども医療費及び母子家庭等医療費の助成、児童手当、児童扶養手当及び子ども手当の支給、母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金の貸付け並びに母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の援護に関する事務用	に
-------------	---	----	-----	-----	---	---------	---	---

改める。

附 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

静岡市規則第98号

静岡市待機児童園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに制定する。

平成26年9月29日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市待機児童園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則
静岡市待機児童園条例の一部を改正する条例（平成26年静岡市条例第114号）の施行期日は、
平成26年10月1日とする。

静岡市規則第99号

静岡市福祉事務所事務分掌規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成26年9月29日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市福祉事務所事務分掌規則の一部を改正する規則
静岡市福祉事務所事務分掌規則(平成16年静岡市規則第12号)の一部を次のように改正する。
第4条保育児童課の所掌事務(3)及び同条蒲原出張所の所掌事務(3)中「母子福祉資金
及び」の次に「父子福祉資金並びに」を加える。

附 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

静岡市規則第100号

静岡市感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則の一部を改正する
規則をここに制定する。

平成26年10月1日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則の一部を改正する規則

静岡市感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則（平成15年静岡市規則第134号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、「支援給付」の次に「(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）による支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付を含む。）」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

静岡市規則第101号

静岡市母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成26年10月1日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則

静岡市母子及び寡婦福祉法施行細則（平成15年静岡市規則第111号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

静岡市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則

目次中

「

第2章 母子家庭等に対する福祉の措置（第2条―第19条） を

」

「

第2章 母子家庭に対する福祉の措置（第2条―第19条） に改める。
第2章の2 父子家庭に対する福祉の措置（第19条の2―第19条の5）

」

第1条中「母子及び寡婦福祉法（）」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法（）」に、「母子及び寡婦福祉法施行令」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」に、「母子及び寡婦福祉法施行規則」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則」に改める。

第2条第3項中「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に改める。

第5条及び第6条第2項中「修学資金、技能習得資金、修業資金、生活資金」を「母子修学資金、母子技能習得資金、母子修業資金、母子生活資金」に改める。

第9条中「修学資金」を「母子修学資金」に改める。

第17条の見出しを「(母子家庭日常生活支援事業開始届出)」に改め、同条中「母子家庭等日常生活支援事業開始届出書」を「母子家庭日常生活支援事業開始届出書」に改める。

第18条の見出しを「(母子家庭日常生活支援事業開始届出事項変更届出)」に改め、同条中「母子家庭等日常生活支援事業開始届出事項変更届出書」を「母子家庭日常生活支援事業開始届出事項変更届出書」に改める。

第19条の見出しを「(母子家庭日常生活支援事業廃止（休止）届)」に改め、同条中

「

母子家庭等日常生活支援事業 廃止 届出書 を
休止

」

「

母子家庭日常生活支援事業 廃止 届出書 に改める。
休止

」

第2章の次に次の1章を加える。

第2章の2 父子家庭に対する福祉の措置

(準用規定)

第19条の2 第2条から第16条までの規定は、父子福祉資金貸付金の貸付けについて準用する。

この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条 第1項	法第13条第1項	法第31条の6第1項
第2条 第2項	法第14条	法第31条の6第4項において読み替えて準用する法第14条
第2条 第3項	配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの	配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの
第3条	前条第1項又は第2項	第19条の2において準用する第2条第1項又は第2項
第4条	前条	第19条の2において準用する第3条
	第2条第1項	第19条の2において準用する第2条第1項
	同条第2項	第19条の2において準用する第2条第2項
第5条	母子修学資金、母子技能習得資金、母子修業資金、母子生活資金又は特例児童扶養資金	父子修学資金、父子技能習得資金、父子修業資金又は父子生活資金
第6条 第1項	政令第9条第3項又は第4項	政令第31条の7において準用する政令第9条第3項又は第4項
第6条 第2項	母子修学資金、母子技能習得資金、母子修業資金、母子生活資金又は特例児童扶養資金	父子修学資金、父子技能習得資金、父子修業資金又は父子生活資金
第9条	母子修学資金	父子修学資金
第10条	政令第12条	政令第31条の7において準用する政令第12条
	第7条	第19条の2において準用する第7条
第11条	政令第8条第5項又は児童扶養手当法	政令第31条の6第5項の規定により

	施行令及び母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令（平成14年政令第207号。以下この条において「一部改正政令」という。）附則第4条第5項の規定により据置期間の延長を受けようとする者	据置期間の延長を受けようとする者
	政令第8条第5項の規定による場合は被害の状況を証する書類を、一部改正政令附則第4条第5項の規定による場合は前年及び前々年（当初の据置期間の最終日の翌日の属する月が1月から7月までの場合にあつては、前々年及び前々々年）の所得を証する書類	政令第31条の6第5項の規定による場合は、被害の状況を証する書類
第16条	法第15条	法第31条の6第5項において準用する法第15条
	政令第19条第1項	政令第31条の7において準用する政令第19条第1項

（父子家庭日常生活支援事業開始届出）

第19条の3 法第31条の7第4項において準用する法第20条の規定による届出は、父子家庭日常生活支援事業開始届出書（様式第21号）によらなければならない。

（父子家庭日常生活支援事業開始届出事項変更届出）

第19条の4 省令第6条の17の4において準用する省令第4条の規定による届出は、父子家庭日常生活支援事業開始届出事項変更届出書（様式第22号）によらなければならない。

（父子家庭日常生活支援事業廃止（休止）届出）

第19条の5 法第31条の7第4項において準用する法第21条の規定による届出は、父子家庭日常生活支援事業
 廃止
 届出書（様式第23号）によらなければならない。
 休止

第20条中「第10条まで及び第12条から」を削り、「寡婦福祉資金」を「寡婦福祉資金貸付金」に改め、同条の表を次のように改める。

第2条	法第13条第1項	法第32条第1項
-----	----------	----------

第1項		
第2条 第2項	法第14条	法第32条第4項において読み替えて 準用する法第14条
第2条 第3項	配偶者のない女子で現に児童を扶養し ているもの	寡婦、寡婦が民法（明治29年法律第89 号）第877条の規定により扶養してい る20歳以上である子その他これに準 ずる者又は40歳以上の配偶者のない 女子であって同条の規定により現に 児童を扶養していない者
第3条	前条第1項又は第2項	第20条において準用する第2条第1 項又は第2項
第4条	前条	第20条において準用する第3条
	第2条第1項	第20条において準用する第2条第1 項
	同条第2項	第20条において準用する第2条第2 項
第5条	母子修学資金、母子技能習得資金、母 子修業資金、母子生活資金又は特例児 童扶養資金	寡婦修学資金、寡婦技能習得資金、寡 婦修業資金又は寡婦生活資金
第6条 第1項	政令第9条第3項又は第4項	政令第38条において準用する政令第 9条第3項又は第4項
第6条 第2項	母子修学資金、母子技能習得資金、母 子修業資金、母子生活資金又は特例児 童扶養資金	寡婦修学資金、寡婦技能習得資金、寡 婦修業資金又は寡婦生活資金
第9条	母子修学資金	寡婦修学資金
第10条	政令第12条	政令第38条において準用する政令第 12条（第2項第2号及び第3号を除 く。）
	第7条	第20条において準用する第7条
第11条	政令第8条第5項又は児童扶養手当法	政令第37条第5項の規定により据置

	施行令及び母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令（平成14年政令第207号。以下この条において「一部改正政令」という。）附則第4条第5項の規定により据置期間の延長を受けようとする者	期間の延長を受けようとする者
	政令第8条第5項の規定による場合は被害の状況を証する書類を、一部改正政令附則第4条第5項の規定による場合は前年及び前々年（当初の据置期間の最終日の翌日の属する月が1月から7月までの場合にあつては、前々年及び前々々年）の所得を証する書類	政令第37条第5項の規定による場合は、被害の状況を証する書類
第16条	法第15条	法第32条第5項において準用する法第15条
	政令第19条第1項	政令第38条において準用する政令第19条第1項

第21条中「第33条第3項」を「第33条第4項」に改める。

第22条中「第9条第2項」を「第7条」に改める。

第23条中「第33条第4項」を「第33条第5項」に改める。

様式第1号中「第2条、第20条関係」を「第2条、第19条の2、第20条関係」に、「静岡市長様」を「(宛先)静岡市長」に、「住所 静岡市 _____」を「住所 _____」に、「母子及び寡婦福祉法による」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法による」に、「静岡市母子及び寡婦福祉法施行細則」を「静岡市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則第2条第1項・第19条の2において準用する同規則」に改める。

様式第2号中「第2条、第20条関係」を「第2条、第19条の2、第20条関係」に、「静岡市長様」を「(宛先)静岡市長」に、「母子及び寡婦福祉法による」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法による」に、「静岡市母子及び寡婦福祉法施行細則」を「静岡市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則第2条第2項・第19条の2において準用する同規則」に改める。

様式第3号及び様式第4号中「第3条、第20条関係」を「第3条、第19条の2、第20条関係」

に、「母子（寡婦）福祉資金」を「母子（父子）（寡婦）福祉資金」に改める。

様式第5号及び様式第6号中「第4条、第20条関係」を「第4条、第19条の2、第20条関係」に、「母子及び寡婦福祉法、母子及び寡婦福祉法施行令及び静岡市母子及び寡婦福祉法施行細則」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令及び静岡市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則」に、「静岡市長 様」を「(宛先) 静岡市長」に改める。

様式第7号中「第5条、第20条関係」を「第5条、第19条の2、第20条関係」に、「静岡市長 様」を「(宛先) 静岡市長」に、「静岡市母子及び寡婦福祉法施行細則」を「静岡市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則第5条・第19条の2において準用する同規則」に改める。

様式第8号中「第6条、第20条関係」を「第6条、第19条の2、第20条関係」に、「静岡市長 様」を「(宛先) 静岡市長」に、「静岡市母子及び寡婦福祉法施行細則」を「静岡市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則第6条第1項・第19条の2において準用する同規則」に改め、同様式に（注）として次のように加える。

（注）届出者氏名欄には、届出者が署名し、又は記名押印してください。ただし、届出者が法人の場合は、記名押印してください。

様式第9号中「第7条、第20条関係」を「第7条、第19条の2、第20条関係」に、「静岡市長 様」を「(宛先) 静岡市長」に、「静岡市母子及び寡婦福祉法施行細則」を「静岡市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則第7条・第19条の2において準用する同規則」に改める。

様式第10号中「第8条関係」を「第8条、第19条の2、第20条関係」に、「静岡市長 様」を「(宛先) 静岡市長」に、「変更したいので」を「変更したいので、静岡市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則第8条・第19条の2において準用する同規則第8条・第20条において準用する同規則第8条の規定により」に、「すべて」を「全て」に改める。

様式第11号中「第9条、第20条関係」を「第9条、第19条の2、第20条関係」に、「静岡市長 様」を「(宛先) 静岡市長」に、「静岡市母子及び寡婦福祉法施行細則」を「静岡市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則第9条・第19条の2において準用する同規則」に改める。

様式第12号中「第10条、第20条関係」を「第10条、第19条の2、第20条関係」に、「静岡市長 様」を「(宛先) 静岡市長」に、「静岡市母子及び寡婦福祉法施行細則」を「静岡市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則第10条・第19条の2において準用する同規則」に改める。

様式第13号中「第11条関係」を「第11条、第19条の2、第20条関係」に、「静岡市長 様」を「(宛先) 静岡市長」に、「静岡市母子及び寡婦福祉法施行細則」を「静岡市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則第11条・第19条の2において準用する同規則第11条・第20条において準

用する同規則」に改める。

様式第14号中「第12条関係」を「第12条、第19条の2、第20条関係」に、「受けたいので」を「受けたいので、静岡市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則第12条・第19条の2において準用する同規則第12条・第20条において準用する同規則第12条の規定により」に、「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に、「静岡市長 様」を「(宛先) 静岡市長」に改める。

様式第15号中「第13条関係」を「第13条、第19条の2、第20条関係」に、「辞退したいので」を「辞退したいので、静岡市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則第13条・第19条の2において準用する同規則第13条・第20条において準用する同規則第13条の規定により」に、

「

2	貸付金受領済額	平成	年	月分	から			
		平成	年	月分	まで	箇月分金		円
3	貸付辞退期日	平成	年	月分	から			を
							平成	年 月 日

静岡市長 様

」

「

2	貸付金受領済額		年	月分	から			
			年	月分	まで	箇月分金		円
3	貸付辞退期日		年	月分	から			に
							年 月 日	

(宛先) 静岡市長

」

改める。

様式第16号中「第14条関係」を「第14条、第19条の2、第20条関係」に、「貸付減額申請書」を「貸付減額申出書」に、「申請します」を「受けたいので、静岡市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則第14条・第19条の2において準用する同規則第14条・第20条において準用する同規則第14条の規定により申し出ます」に、「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に、「静岡市長 様」を「(宛先) 静岡市長」に改める。

様式第17号及び様式第18号中「第15条、第20条関係」を「第15条、第19条の2、第20条関係」に、「静岡市長 様」を「(宛先) 静岡市長」に、「静岡市母子及び寡婦福祉法施行細則」を「静

岡市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則第15条・第19条の2において準用する同規則」に改める。

様式第19号及び様式第20号中「第16条、第20条関係」を「第16条、第19条の2、第20条関係」に、「静岡市長 様」を「(宛先) 静岡市長」に、「静岡市母子及び寡婦福祉法施行細則」を「静岡市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則第16条・第19条の2において準用する同規則」に改める。

様式第21号中「第17条、第21条関係」を「第17条、第19条の3、第21条関係」に、

「
母子家庭
寡婦 等日常生活支援事業開始届出書 を
」

「
母子家庭
父子家庭 日常生活支援事業開始届出書 に、「静岡市長 様」を「(宛先) 静岡市
寡婦
」

長」に、

「
母子家庭
寡婦 等日常生活支援事業を を 母子家庭
父子家庭 日常生活支援事業を に、
寡婦
」

「母子及び寡婦福祉法第15条・第19条の3第3項」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法第20条・第31条の7第4項において準用する同法第20条・第33条第4項」に改める。

様式第22号中「第18条、第22条関係」を「第18条、第19条の4、第22条関係」に、

「
母子家庭
寡婦 等日常生活支援事業開始届出事項変更届出書 を
」

「

母子家庭

父子家庭 日常生活支援事業開始届出事項変更届出書 に、

寡婦

」

「静岡市長 様」を「(宛先) 静岡市長」に、

「

「

母子家庭

母子家庭

等日常生活支援事業の を 父子家庭 日常生活支援事業の に、

寡婦

寡婦

」

」

「母子及び寡婦福祉法施行規則」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則」に、「第9条第2項」を「第6条の17の4において準用する同規則第4条・第7条」に改める。

様式第23号中「第19条、第23条関係」を「第19条、第19条の5、第23条関係」に、

「

母子家庭

等日常生活支援事業

廃止

届出書

を

寡婦

休止

」

「

母子家庭

父子家庭 日常生活支援事業

廃止

届出書 に、

寡婦

休止

」

「静岡市長 様」を「(宛先) 静岡市長」に、

「

「

母子家庭

等日常生活支援事業を

を

母子家庭

父子家庭 日常生活支援事業を

に、

寡婦

寡婦

」

」

「母子及び寡婦福祉法第15条の2・第19条の3第4項において準用する同法第15条の2」を「母

子及び父子並びに寡婦福祉法第21条・第31条の7第4項において準用する同法第21条・第33条第5項において準用する同法第21条」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の静岡市母子及び寡婦福祉法施行細則（以下「旧規則」という。）の様式により提出されている文書は、この規則による改正後の静岡市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の相当様式により提出された文書とみなす。
- 3 この規則の施行の際、現に旧規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

静岡市規則第102号

静岡市中国残留邦人等に対する支援給付事務取扱細則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成26年10月1日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市中国残留邦人等に対する支援給付事務取扱細則の一部を改正する規則

静岡市中国残留邦人等に対する支援給付事務取扱細則（平成20年静岡市規則第42号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

静岡市支援給付及び配偶者支援金事務取扱細則

第1条中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（」に、「よる支援給付（以下「支援給付」という。）」を「基づく支援給付及び配偶者支援金」に、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援

に関する法律施行令」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令」に、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則」に改める。

第2条第2項中「所長は」の次に「、支援給付の実施に関し」を加え、同項の次に次の1項を加える。

3 第1項の規定は配偶者支援金の支給を受けている者（以下「受給者」という。）について、前項（同項第5号及び第6号を除く。）の規定は配偶者支援金の支給について、準用する。

第5条第1項中「生活保護法」を「支援給付の支給に関する決定を行った場合における生活保護法」に改め、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 配偶者支援金の支給に関する決定を行った場合における生活保護法第24条第3項及び第26条の書面は、配偶者支援金開始（変更・廃止・却下）決定通知書（様式第24号の2）によるものとする。

第8条に次の2項を加える。

2 生活保護法第24条第8項の規定による通知は、様式第27号の2によるものとする。

3 生活保護法第28条第2項の規定により報告を求めるときは、様式第27号の3によるものとする。

第10条の見出し中「支援給付金品」の次に「又は配偶者支援金」を加え、同条に次の1項を加える。

4 前3項の規定は、受給者について準用する。この場合において、前3項中「支援給付金品」とあるのは「配偶者支援金」と、「交付する」とあるのは「支給する」と、第1項中「交付し」とあるのは「支給し」と、第2項中「支援給付開始（変更）決定通知書」とあるのは「配偶者支援金開始（変更）決定通知書」と、第3項中「入所支援給付金交付通知書」とあるのは「入所配偶者支援金支給通知書」と、それぞれ読み替えるものとする。

第11条第1項各号を次のように改める。

- (1) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等医療券・調剤券（様式第30号）
- (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等治療材料券・治療材料費請求明細書（様式第31号）

(3) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等施術券・施術報酬明細書（様式第32号）

第11条第2項中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律等介護券」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等介護券」に改める。

様式第12号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

様式第13号中「S・H 年 月 日」を「 年 月 日」に、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

様式第14号、様式第15号、様式第22号及び様式第24号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

様式第24号の次に次の1様式を加える。

【様式は掲載省略】

様式第25号から様式第27号までの規定中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

様式第27号の次に次の2様式を加える。

【様式は掲載省略】

様式第29号中

「入所支援給付金交付通知書」を 「 入所 支援給付金交付 通知書 」 に、
「 配偶者支援金支給 」

「支援給付金」を 「 支援給付金 配偶者支援金 」 に、「交付」を 「 交付 支給 」 に改める。

様式第30号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律等医療券・調剤券」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦

人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等医療券・調剤券」に改める。

様式第31号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律等治療材料券・治療材料費請求明細書」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等治療材料券・治療材料費請求明細書」に改める。

様式第32号その1から様式第32号その3までの規定中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律等施術券・施術報酬請求明細書」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等施術券・施術報酬請求明細書」に改める。

様式第33号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律等介護券」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等介護券」に改める。

様式第38号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶

者の自立の支援に関する法律」に、「支援給付」を「支援給付
配偶者支援金」に改める。

様式第39号を次のように改める。

【様式は掲載省略】

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

静岡市規則第103号

静岡市会計管理者の補助組織に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成26年10月14日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市会計管理者の補助組織に関する規則の一部を改正する規則
静岡市会計管理者の補助組織に関する規則（平成17年静岡市規則第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項第1号中「病院局（）」の次に「病院経営課及び」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

静岡市規則第104号

静岡市会計規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成26年10月14日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市会計規則の一部を改正する規則
静岡市会計規則（平成15年静岡市規則第45号）の一部を次のように改正する。
第2条第1号中「(病院経営課を除く。)」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則

静岡市人事委員会規則第9号

静岡市職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成26年9月30日

静岡市人事委員会

委員長 居城 舜子

静岡市職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

静岡市職員の任用に関する規則（平成17年静岡市人事委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

（8）地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項第1号の規定により任期を定めて採用される者をもって補充しようとする職

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

静岡市人事委員会規則第10号

静岡市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成26年9月30日

静岡市人事委員会

委員長 居城 舜子

静岡市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則の一部を改正する規則

静岡市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則（平成17年静岡市人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第10条第1項第2号」の次に「及び第8号」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

静岡市告示第652号

児童福祉法第22条第1項に規定する助産の実施等に関する静岡市児童福祉法等施行細則第33条第2項に規定する費用に係る徴収基準を定めた告示（平成24年静岡市告示第793号）の一部を次のように改正する。

平成26年9月30日

静岡市長 田 辺 信 宏

助産の実施、母子保護の実施及び児童福祉施設への措置の表備考4（2）中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「第17条」を「第6条第6項」に改め、「及びこれに準ずる父子家庭の世帯」を削る。

附 則

この告示は、平成26年10月1日から施行する。

静岡市告示第668号

地方自治法施行令第158条第1項の規定による歳入金の徴収又は収納の事務の委託を定めた告示（平成15年静岡市告示第5号）の一部を次のように改正する。

平成26年10月9日

静岡市長 田 辺 信 宏

表中

「

生涯学習交流館使用料（静岡市辻生涯学習交流館、静岡市江尻生涯学習交流館、静岡市入江生涯学習交流館、静岡市浜田
--

清水区生涯学習交流館運営協議会理事長

<p>生涯学習交流館、静岡市船越生涯学習交流館、静岡市清水生涯学習交流館、静岡市不二見生涯学習交流館、静岡市駒越生涯学習交流館、静岡市折戸生涯学習交流館、静岡市三保生涯学習交流館、静岡市飯田生涯学習交流館、静岡市高部生涯学習交流館、静岡市有度生涯学習交流館、静岡市袖師生涯学習交流館、静岡市庵原生涯学習交流館、静岡市興津生涯学習交流館、静岡市小島生涯学習交流館、静岡市両河内生涯学習交流館、静岡市蒲原生涯学習交流館及び静岡市由比生涯学習交流館)の徴収事務</p>	<p>を</p>
---	----------

<p>生涯学習交流館使用料(静岡市辻生涯学習交流館、静岡市江尻生涯学習交流館、静岡市入江生涯学習交流館、静岡市浜田生涯学習交流館、静岡市岡生涯学習交流館、静岡市船越生涯学習交流館、静岡市清水生涯学習交流館、静岡市不二見生涯学習交流館、静岡市駒越生涯学習交流館、静岡市折戸生涯学習交流館、静岡市三保生涯学習交流館、静岡市飯田生涯学習交流館、静岡市高部生涯学習交流館、静岡市有度生涯学習交流館、静岡市袖師生涯学習交流館、静岡市庵原生涯学習交流館、静岡市興津生涯学習交流館、静岡市小島生涯学習交流館、静岡市両河内生涯学習交流館、静岡市蒲原生涯学習交流</p>	<p>清水区生涯学習交流館運営協議会理事長</p> <p>に</p>
--	------------------------------------

館及び静岡市由比生涯学習交流館)の徴収事務	
-----------------------	--

」

改める。

附 則

この告示は、平成26年10月17日から施行する。